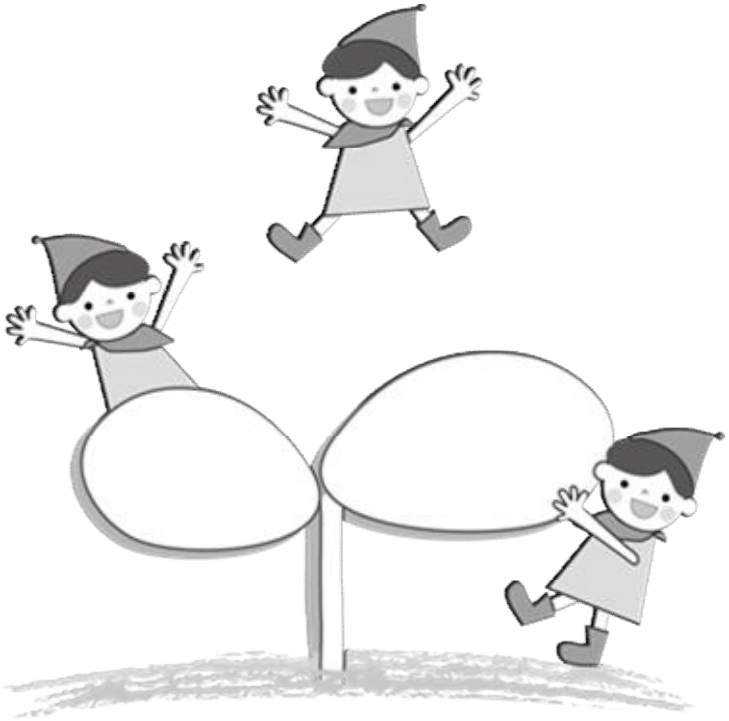
令和８年度
成田市児童ホーム入所のご案内



この冊子には、児童ホームの入所等に関する重要なことを記載しております。

必ずお読みいただき、申請の手続きを行ってください。

なお、申請手続きが済んだ後や入所した後も、大切に保管をお願いします。

入所についてのお問い合わせ先

〒２８６－８５８５
千葉県成田市花崎町７６０番地
成田市　こども未来部　保育課（市役所２階）

電　話：０４７６－２０－１６０７
ＦＡＸ：０４７６－３３－３６６５
メール：hoiku@city.narita.chiba.jp

〈令和８年７月１日発行〉

【目次】

１．児童ホームの概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

（１）児童ホームとは

（２）開所時間

（３）休所日

（４）児童ホーム一覧

２．入所の要件および期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

３．入所申請に必要な書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

４．入所までの流れおよび申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

（１）年度当初（4月）からの入所の場合

（２）長期休業のみ・年度途中からの入所の場合

５．入所の審査および決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

（１）入所要件の審査

（２）入所の選考

（３）選考結果の通知

（４）入所の制限

（５）入所許可の取り消し

（６）児童ホーム入所選考基準［入所優先順位に関する基準］

６．入所申請にあたっての留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

７．その他の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

８．保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

（１）月額保育料

（２）納付方法

（３）月額保育料の免除および減額

９．入所申請や利用に関するＱ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

10．各種届出書類のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

≪１．児童ホームの概要について≫

（１）児童ホームとは

児童ホームは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後あるいは夏休みなどの学校休業日に、生活の場を提供し、適切な遊びを行うことで、その健全な育成を図ることを目的とする施設です。したがって、**保護者の仕事がお休みの日で在宅の時や、仕事等が早く終わるなどの場合、その日またはその時間は、児童ホームを利用することはできません。**

（２）開所時間

	学校登校日	学校休業日（土曜日・春・夏・冬休み等）
通常保育	放課後から午後６時３０分まで	午前８時から午後６時３０分まで
延長保育	午後6時30分から午後７時まで	（朝）午前７時30分から午前8時まで （夕）午後６時30分から午後7時まで

（３）休所日

日曜日・祝日・年末年始（１２月２９日から１月３日まで）

※このほか、台風等の天災または感染症等により学校が休校となった場合や、事前の出欠確認により通所児童がいない場合、児童ホームを臨時に休所いたします。

（４）児童ホーム一覧　※定員数は令和8年４月１日時点での予定数です。

地区	施設名	住所	電話	定員
ニュータウン	中台児童ホーム	中台1-4（中台小学校内）	27-1907	40人
	玉造児童ホーム	玉造3-4（玉造小学校内）	29-3550	40人
	新山児童ホーム	加良部4-23（新山小学校内）	26-7500	80人
	加良部児童ホーム	加良部6-8（加良部小学校内）	28-7233	90人
	橋賀台児童ホーム	橋賀台3-4（橋賀台小学校内）	27-3303	40人
	吾妻児童ホーム	吾妻2-6（吾妻小学校内）	26-2400	140人
	神宮寺児童ホーム	玉造5-28（神宮寺小学校内）	26-5115	50人
	向台児童ホーム	中台 3-6（向台小学校内）	27-6651	70人
成田	成田児童ホーム	幸町948-1（成田小学校内）	24-2207	120人
	美郷台児童ホーム	美郷台2-19-1（美郷台小学校内）	23-4888	50人
公津	平成児童ホーム	江弁須617-2（平成小学校内）	27-1212	120人
	公津の杜児童ホーム	公津の杜3-2（公津の杜小学校内）	27-3900	150人
	公津児童ホーム	台方 851（公津小学校内）	26-7799	35人
遠山	三里塚児童ホーム	本三里塚153-1（三里塚小学校内）	35-0857	90人
	遠山児童ホーム	小菅 1411（遠山小学校内）	35-5353	40人
	本城児童ホーム	本城178-1（本城小学校内）	35-3399	120人
八生	八生児童ホーム	松崎 1468（八生小学校内）	27-8533	25人
久住	久住児童ホーム	久住中央3-12-1（久住小学校内）	36-2282	130人
豊住	豊住児童ホーム	北羽鳥1985-2（豊住小学校内）	37-2610	15人
下総	下総児童ホーム	名古屋 1214（下総みどり学園内）	96-2823	50人
大栄	大栄児童ホーム	伊能125（大栄みらい学園内）	73-7233	80人

≪２．入所の要件および期間について≫

児童ホームに入所することができる児童は、市内に居住し、小学校に就学中の児童であって、児童ホームの開所時間において保護者が下表のいずれかに該当し、他に保育する者がいない児童となります。

入所の期間は、最長で年度末（令和９年３月31日）までとなります。翌年度以降も継続して入所を希望する場合は、改めて新年度の入所受付期間内に申請が必要です。**また、育児休業等により、年度の途中で入所要件を満たさなくなった場合は、その時点までの入所となります。**

なお、入所の要件②から⑦に該当する場合は、入所できる期間が限定されますので、ご注意ください。

入所の要件	要件詳細	入所許可期間
① 就労	就労を常態とする場合	就労している期間
② 就学等	就学（学校教育法に定める学校への通学に限る）を常態とする場合 または職業訓練校等における職業訓練を受ける場合	在学証明書等に記載された期間
③ 疾病等	疾病、疾患等により療養する場合	診断書等に記載された期間
④ 障がい	障害者手帳４級以上に相当する場合	手帳の有効期間
⑤ 看護等	家族が常時看護等を必要とする場合	診断書等に記載された期間
⑥ 出産	母親が出産予定日を含む月の前2か月から後2か月にあたる場合	出産予定月の前2か月（多胎児の場合は3か月）および出産後2か月 ※予定日と出産日が異なる場合、入所許可期間は変更となります。 例）8月5日予定日の場合 入所許可期間：6月１日から10月３１日まで →7月28日に出産した場合 入所許可期間：9月３０日までに変更
⑦ 求職	求職中の場合	入所の日から１か月間 （上記期間の延長および求職要件での再申請はできません。） ※入所から1か月以内に就労証明書を提出された方については、就労要件に変更となり入所許可期間を延長します。

※上記に掲げる場合のほか、市長が必要と認める場合には入所を許可します。

※育児休業中の場合、入所希望日の時点で復職していることが入所の要件となります。

育児休業中は利用できませんので、育児休業期間を延長した場合は、速やかにお申し出ください。

※入所の要件が「⑦求職」の場合、面接や研修など、求職活動で保育を必要とする理由がない日は児童ホームを利用できません。

※**勤務時間が平日午後２時よりも前に終了する場合は利用できません。**ただし、長期休みの学校休業日のみの利用につきましては、申請することができます。

≪3. 入所申請に必要な書類について≫

① 令和8年度児童ホーム入所許可申請書

児童１人につき１部 提出してください。

②添付書類

【児童に関する添付書類（該当者のみ）】

入所希望児童に障がいがある場合は、下記のいずれかを提出することで入所の優先度が高くなります。提出がない場合は優先されません。

- 療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
- 医療機関が作成した診断書等の写し

【保護者等に関する添付書類】

下記の一覧表をご確認いただき、保護者等の状況ごとに必要な書類を提出してください。

※ 保護者等とは、父母の他、１８歳以上65歳未満の同一住所地の親族等を含みます。

入所の要件		必要書類	備考
① 就労	会社員・公務員・パートタイマー等	就労証明書	勤務先が記入し証明したもの
	自営業・農業等	就労証明書	自書
② 就学等		申立書	自書
		在学証明書等	在学期間の記載のあるもの（氏名・在学期間の記載された学生証等でも可）
		時間割表	授業のカリキュラム表など就学時間の記載のあるもの
③ 疾病等	入院	申立書	自書
		診断書等	入院期間の記載のあるもの
	居宅内療養	申立書	自書
		診断書等	療養期間の記載のあるもの
④ 障がい		申立書	自書
		手帳の写し	療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等
⑤ 看護等		申立書	自書
		診断書等	看護対象者の診断書等（介護保険被保険者証等看護期間の記載があり、病状等が分かるもの）
⑥ 出産		申立書	自書
		母子健康手帳の写し等	出産予定日が確認できるもの ※出産後、出生日が確認できるものを提出
⑦ その他	求職	申立書	自書 **※年度当初（4月）入所の一次募集では、申請できません。**
	その他	申立書	自書
		その他	児童ホームへの入所が必要な理由を、任意の様式の紙面上に記入し提出

【保育料の決定に係る添付書類】

① 4月～8月入所の申請をする場合

該当世帯	必要な書類
令和７年１月１日現在の住所が成田市の世帯	児童ホーム入所申請書にご署名いただいている場合は、書類の提出は必要ありません。 ※ただし、同意いただけない場合は、下記の書類が必要となります。
令和８年１月１日現在の住所が成田市以外にあった世帯	父母それぞれについて、下記の書類のいずれか１点ずつ（コピー可） ア．令和７年１月１日時点で住民登録していた市区町村が発行する令和７年度　課税（非課税）証明書（税額が記載されているもの） イ．市・県民税が給与天引きされている方 ⇒「令和７年度　給与所得に係る市民税・県民税　特別徴収税額の決定通知書」（勤務先から配布されるもの） ウ．市区町村が発行する納税通知書で市・県民税を納付する方 ⇒「令和７年度　市民税・県民税納税通知書」の税額が記載されたページ

② 9月～翌年3月入所の申請をする場合

該当世帯	必要な書類
令和８年１月１日現在の住所が成田市の世帯	児童ホーム入所申請書にご署名いただいている場合は、書類の提出は必要ありません。 ※ただし、同意いただけない場合は、下記の書類が必要となります。
令和８年１月１日現在の住所が成田市以外にあった世帯	父母それぞれについて、下記の書類のいずれか１点ずつ（コピー可） ア．令和８年１月１日時点で住民登録していた市区町村が発行する令和８年度　課税（非課税）証明書（税額が記載されているもの） イ．市・県民税が給与天引きされている方 ⇒「令和８年度　給与所得に係る市民税・県民税　特別徴収税額の決定通知書」（勤務先から配布されるもの） ウ．市区町村が発行する納税通知書で市・県民税を納付する方 ⇒「令和８年度　市民税・県民税納税通知書」の税額が記載されたページ

≪4. 入所までの流れおよび申請について≫

【選考方法】

ご提出いただいた「児童ホーム入所許可申請書」に基づき、入所選考基準（１０ページ参照）により選考を行います。**入所希望者が多数の児童ホームについては、入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。入所できない場合は保留となります。**

（1）年度当初（4月）からの入所の場合

【新年度書類配布】
令和７年 10 月１日（水）～
配布場所：保育課、各児童ホーム、成田市ホームページ

【入所受付（一次）】
11 月５日(水)～11 月 26 日(水)
受付場所：（新規一次）保育課
（継続利用）各児童ホーム
※土日・祝日を除く（継続利用は土曜も受付）

【入所受付（二次）】
11 月 27 日(木)～2 月 16 日(月)
受付場所：保育課
※土日・祝日を除く

【選考結果通知（継続・新規一次）】
１月下旬

【選考結果通知（新規二次）】
３月中旬

【入所説明会】
２月下旬～３月上旬頃

【入所説明会】
３月末頃

【入所】
令和８年４月１日（水）～
※小学校の入学式前から利用できます。

【受付時間】午前９時 00 分から午後４時 30 分まで
【受付場所】市役所２階保育課（郵送・WEB 申請可　各締切日必着）、在籍児童ホーム

【申請用 QR コード】

WEB 申請 URL： https://logoform.jp/f/rJQ9U
※長期休暇申請の QR コード、URL は市ホームページをご確認ください。

※入所説明会の有無や、日程などについては各児童ホーム、各ご家庭によって異なります。令和７年度から継続で利用する場合や、兄姉が利用している場合など、入所説明を省略させていただくことがあります。入所説明会を開催する場合は、開催日時などについての案内文を選考結果通知に同封いたしますので、必ずご確認ください。

（2）長期休業のみ・年度途中からの入所の場合

【新年度書類配布】
令和７年 10 月１日（水）～
配布場所：保育課、各児童ホーム、成田市ホームページ

【入所受付（夏休み）】
令和８年６月１日（月）
～ ６月19日（金）
※土日・祝日を除く

【入所受付（冬・春休み）】
冬：令和８年 11 月 ５日（木）
～ 11 月25日（水）
春：令和９年 ２月 １日（月）
～ ２月26日（金）
※土日・祝日を除く

【入所受付（年度途中）】
入所希望日の前月 15 日締切
15 日が土日・祝日の場合は翌開庁日
※８月入所希望の場合は、夏休み申請となります。

【選考結果通知】
７月上旬

【選考結果通知】
締切後１週間程度

【入所説明】
入所許可決定～入所日
※日程や方法は各児童ホームにより異なります。

【入所】
各入所希望日～

【受付時間】午前９時 00 分から午後４時 30 分まで
【受付場所】市役所２階保育課（郵送可、WEB 申請可　各締切日必着）
※夏休みなどの長期休暇申請の QR コード、URL は市ホームページをご確認下さい。
※入所説明会の有無や、日程などについては各児童ホーム、各ご家庭によって異なります。兄姉が利用している場合など、入所説明を省略させていただくことがあります。入所説明会を開催する場合は、開催日時などについての案内文を選考結果通知に同封いたしますので、必ずご確認ください。年度途中からの入所の場合は、個別に各児童ホームで入所説明を行いますので、ご協力をお願いします。

≪5. 入所の審査および決定について≫

（1）入所要件の審査

提出された申請書類により、入所要件の審査をします。必要に応じて追加書類を提出していただく場合や、自宅や勤務先等へ確認の連絡をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※入所の決定に際し、児童ホーム保育料に滞納がある方は、入所保留となります。

（2）入所の選考

入所要件を満たす申請者の数が、当該児童ホームの受け入れ可能な児童数を超えた場合、入所選考基準により指数化し、指数の高い児童から順に入所を決定します。

※入所保留となっている期間が長い方が優先になるわけではありません。

（3）選考結果の通知

申請された方への「児童ホーム入所許可決定通知書」または「児童ホーム入所保留通知書」の送付時期（予定）は次の表のとおりです。**二次募集で申請された方については、一次募集の選考状況により選考結果をお待たせする場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

なお、入所保留となった方については、年度内は引き続き協議を行い、入所可能となり次第、保育課よりご連絡します。

年度当初の入所 （一次募集）	年度当初の入所 （二次募集）	夏休み入所	年度途中・ 冬・春休み入所
1月下旬	3月中旬	7月上旬	締切日から1週間程度

（4）入所の制限

次のいずれかに該当するときは、入所をお断りさせていただくことがあります。

① 感染性疾患を有するとき

② 心身の障害により、育成、指導に耐えられないと認められるとき

③ 児童ホームの管理運営上、支障があると認められるとき

（5）入所許可の取り消し

次のいずれかに該当するときは、入所の許可は取り消しとなります。

① 入所要件に該当しなくなったとき

② 入所の制限のいずれかに該当することとなったとき

③ 児童ホーム保育料を3か月以上滞納したとき

（6）児童ホーム入所選考基準[入所優先順位に関する基準]

下記の表に基づいて指数化し、指数の高い児童から入所の許可を行います。

点数			20	17	15	13	11	9	19	16	11	9	7	12	15	15	5
	母の状況／父の状況		母なし	就　労					疾病・負傷・障がい					看護等	出産	学生職業訓練	求職
				週５日以上	週４日	週３日	週２日	週１日	入院	身体障害1・2級相当常時臥床	身体障害3級相当	身体障害4級相当通院	療養				
20	父なし		40	37	35	33	31	29	39	36	31	29	27	32	35	35	25
17	就労	週５日以上	37	34	32	30	28	26	36	33	28	26	24	29	32	32	22
15	就労	週４日	35	32	30	28	26	24	34	31	26	24	22	27	30	30	20
13	就労	週３日	33	30	28	26	24	22	32	29	24	22	20	25	28	28	18
11	就労	週２日	31	28	26	24	22	20	30	27	22	20	18	23	26	26	16
9	就労	週１日	29	26	24	22	20	18	28	25	20	18	16	21	24	24	14
19	障がい・疾病・負傷	入院	39	36	34	32	30	28	38	35	30	28	26	31	34	34	24
16	障がい・疾病・負傷	身体1・2級相当常時臥床	36	33	31	29	27	25	35	32	27	25	23	28	31	31	21
11	障がい・疾病・負傷	身体3級相当	31	28	26	24	22	20	30	27	22	20	18	23	26	26	16
9	障がい・疾病・負傷	身体4級相当通院	29	26	24	22	20	18	28	25	20	18	16	21	24	24	14
7	障がい・疾病・負傷	療養	27	24	22	20	18	16	26	23	18	16	14	19	22	22	12
12	看護等		32	29	27	25	23	21	31	28	23	21	19	24	27	27	17
15	出産		35	32	30	28	26	24	34	31	26	24	22	27	30	30	20
15	学生・職業訓練		35	32	30	28	26	24	34	31	26	24	22	27	30	30	20
5	求職		25	22	20	18	16	14	24	21	16	14	12	17	20	20	10

◆父の状況と母の状況の点数の合計値が基準点（それぞれの状況の点数がクロスする箇所）となります。そこに調整指数を加えた点数を基に入所の判定を行います。

※調整指数

学年	
１年生	＋１０
２年生	＋５
３年生	０
４年生	－１０
５年生	－１５
６年生	－２０

勤務時間（父母それぞれ）	
１０時間以上	＋２
９時間以上１０時間未満	＋１
８時間以上９時間未満	０
６時間以上８時間未満	－２
４時間以上６時間未満	－５
２時間以上４時間未満	－１０
２時間未満	－１５

同居の親族等（１８歳以上６５歳未満）が保育にあたることができる場合	1人につき－４
居宅内就労（父母それぞれ）	－４
単身赴任家庭	＋３
その他	－10～＋10

障がい児加点（入所児童の状況）		
療育手帳	Aの１ Aの２	+4
	Bの１	＋３
	Bの２	＋２
身体障害者手帳	１・２級	＋４
	３級	＋３
	４級	＋２
精神障害者保健福祉手帳	１級	＋４
	２級	＋３
	３級	＋２
医療機関が作成した診断書等がある場合		＋１

●勤務時間には休憩時間も含まれます。

●居宅内・・・自宅内または自宅と同一敷地内に事務所や店舗等を持ち、就労の内容等を勘案し、x居宅内で児童の保育が可能な時間を確保できる場合など。

≪6. 入所申請にあたっての留意点≫

◆ 入所日以降において、入所の要件（４ページ参照）に該当している児童が入所の対象となります。入所後に要件を満たさなくなった場合は、その時点までの入所となります。

◆ 「児童ホーム入所許可申請書」に「就労証明書」等の必要な書類（５・６ページ参照）を添付し、必要書類を全て揃えて締切りまでに保育課へ提出してください。

◆ **父母ともに就労している場合、父母双方の「就労証明書」が必要となります。**

◆ **保護者が単身赴任中の場合、単身赴任している方の「就労証明書」も必要となります。**

◆ **「就労証明書」等の書類は、内容に変更がない場合でも年度ごとに再度提出をお願いいたします。**

◆ ご提出いただいた書類の記載事項に不備がある場合や、就労状況等に不明な点がある場合は、書類の補筆・訂正等のお願いや、勤務先へ連絡させていただくことがありますので、ご了承ください。

◆ １８歳以上 65 歳未満の同一住所地の親族等についても、父母と同じく「就労証明書」等の添付書類を提出してください。提出がない場合、児童ホーム入所の優先順位は低くなります。

◆ 兄弟姉妹で入所申請をされる場合は、「就労証明書」等の書類は、一方の児童についてはコピーを添付してください。

◆ 「就労証明書」については保育所等への入所で提出する書類と同じ書式ですので、兄弟姉妹で児童ホームと保育所等の入所申請を行う場合は、どちらかの申請で原本を提出していただければ、もう一方の申請はコピーで構いません。ただし、児童ホームと保育園の入所等の申請時期が大幅に異なる場合などは、再取得をご案内することがありますので、ご了承ください。

◆ 長期休業中（夏休み等）の利用申請を行う場合、添付する就労証明書等は発行日から６か月以内の証明書を提出してください。

◆ 新１年生が申請することができるホームは、**「入学通知書」（1 月末頃に成田市教育委員会学務課より郵送）に記載されている学校の児童ホームです**（ただし、春・夏・冬休みの申請、指定学校変更の手続きを済まされた方を除く）。

◆ 食物アレルギーや健康面で気になることがある場合、入所決定後に実施される説明会でお申し出ください。

≪7. その他の注意事項≫

◆ 「就労証明書」に記載されている勤務日・時間と児童ホームの利用日・時間が異なる場合は、市役所から勤務先へ連絡することがありますのでご了承ください。

◆ 児童ホームへの通所は、学校から直接児童ホームに通所する場合を除き、**原則保護者の送り迎えとなります。**保護者による送迎以外の方法で通所する必要がある場合には「通所に関する申出書」を入所児童ホームに提出してください（「通所に関する申出書」は各児童ホームなどで配布しています）。なお、保護者等による送迎ができないことから、やむを得ず児童1人で帰宅する場合、「夕焼け小焼け」の防災無線の放送までに自宅に到着する時間までのお預かりとなります。

◆ 「通所に関する申出書」の提出があった場合でも、1日に2回児童ホームに通所すること（塾や習い事等により児童ホームから降所した後に、再び児童ホームを利用すること）は原則としてできません。放課後デイサービスを利用する場合や、小学校内のクラブ活動に参加する場合など、1日に2回児童ホームに通所することを認める場合もありますので、個別の案件に応じて、保育課または児童ホームにお尋ねください。

◆ 児童ホームの管理運営上、**ご利用される保育時間内に必ずお迎えに来てください。** なお、**閉所時間を過ぎてのお迎えが続いた場合、入所許可を取り消すことがあります。**保護者の皆様には児童ホームのご利用時間について、十分ご留意いただきますようお願いします。

◆ **退所される場合、退所予定日までに「退所届」を児童ホームまたは保育課へ提出ください。日付けを遡って提出することはできませんのでご注意ください。**

≪8. 保育料について≫

（1）月額保育料

	1人目	2人目以降
通常保育料	月額　５，０００円	月額　２，５００円
延長保育料 （午前７時３０分から午前８時）	月額　５００円 （8月のみ月額　1,０００円）	月額　250円 （8月のみ月額　500円）
延長保育料 （午後６時３０分から午後７時）	月額　1,０００円	月額　500円

◆2 人目以降の減額につきましては、同時入所している場合に限ります。

◆上記の保育料の他に、**おやつ代等の父母会費（月額 3,000 円程度）**の負担があります（集金は各父母会が行います）。

◆入所期間中は、ご利用がなくても保育料がかかります（利用回数ではありません）。利用予定がなくなった場合は、必ず「退所届」を児童ホームまたは保育課までご提出ください。

◆月の途中で入所や退所する場合は、日割計算により算出した額を減額します。

◆延長保育については、登所時間が午前 8 時より少しでも早まる日やお迎え時間が午後 6 時 30 分より少しでも過ぎる日がある場合は、延長した時間や回数にかかわらず延長保育料がかかります。

◆児童ホーム保育料を正当な理由なく3か月以上滞納されると、入所許可を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

（2）納付方法

◆納期限を守られている利用者とそうでない利用者との負担の公平性を確保するため、納期限までに納付がない場合、延滞金が発生しますので、ご注意ください。

◇納付書で納付する場合◇

4月中旬（4～8月利用分）及び**9月中旬**（9～3月利用分）に納付書を送付いたしますので、成田市公金取扱金融機関、コンビニエンスストア（納付書裏面に記載）またはスマホ決済（封筒裏面に記載）で納期限（月末）までにお支払いください。

◇口座振替で納付する場合◇

- 各月末日（末日が休日の場合は、翌月の初日の銀行営業日）に指定口座より振替となります。
- 口座振替の手続きは、市ホームページに WEB 口座振替先申込専用ページがございますので、そちらからお申込みいただくか、取扱金融機関の窓口に成田市指定の「預金口座振替依頼書」が備え付けてありますので、その金融機関の窓口に直接提出してください。（市役所では受け付けておりません）
- 金融機関での手続き後、振替できるようになるまでには1か月～2か月程度の時間を要しますので、お早めに手続きをしていただきますようお願いします（口座振替が開始されるまでは、納付書払いになります）。※WEBからのお申込みの場合、お申込みの翌月から振替が可能です。
- 延長保育料については、延長保育の申請日によって、口座振替が間に合わない場合があります。その場合は、翌月中旬頃に延長保育料のみが記載された納付書を送付いたしますので、納付書にてお支払いください。

（3）月額保育料の免除および減額

◆以下の要件に該当する世帯は、申請により児童ホーム保育料が免除もしくは減額になりますので、「児童ホーム保育料免除申請書」に税額を証する書類を添付して保育課へ申請してください。

※申請が無い場合は、免除および減額にはなりません。

要件	減免後の保育料
① 生活保護法に基づく保護を受けている世帯	0円（全額免除）
② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者の属する世帯	0円（全額免除）
③ 入所児童が2人以上いる世帯 ※2人目以降（学年が上の児童）が免除の対象	2,500 円（1/2 免除）
④ 市町村民税非課税世帯 （添付書類：市町村民税額を証する書類）	0円（全額免除）
⑤ 市町村民税所得割非課税世帯 （添付書類：市町村民税額を証する書類）	2,500 円（1/2 免除）
上記の③および⑤が両方該当になる世帯	1,250円（3/4 免除）

◆延長保育料につきましても、同様に免除（全額免除、1/2免除、3/4免除）となります。

◆「児童ホーム入所許可申請書」にご署名いただいている場合は、課税状況を市で確認させていただきますので、市町村民税額を証する書類（「特別徴収税額の決定通知書」の写し等）の添付は不要です。

ただし、成田市外から転入された方で、課税状況が市で確認できない場合は、市町村民税額を証する書類（「特別徴収税額の決定通知書」の写し等）の添付が必要になります。（詳しくは６ページ参照）

◆4月から8月までは令和７年度の市町村民税額、9月から翌年3月までは令和8年度の市町村民税額により免除の判定をします。

◆生計を一にする別居の父母の課税状況も判定の対象に含まれます。父母がともに非課税または均等割のみ課税の場合は、同居している祖父母等の課税状況で決まります。なお、同一住所地に居住している場合は、父母と祖父母等の世帯が別であっても、原則算定の対象となります。

◆寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除がある人は、その控除前の市町村民税額により免除の判定をします。

≪9. 入所申請や利用に関するQ＆A≫

こんな場合には・・・？

Q. 事実婚・内縁・結婚予定で同居している方がいます。添付書類は何が必要ですか？

A. 保護者や親族だけでなく、事実婚・内縁・結婚予定で同居している方についても、保育が出来ないことを証明する書類（「就労証明書」等）が必要となります。婚姻後は、世帯状況が変更となりますので、「児童ホーム入所許可申請書事項変更届」の提出をお願いします。

Q. 就労は内定しています。就労先に就労証明書の発行をお願いしたところ、「就労証明書は、勤務が開始されないと発行できません」と、言われてしまいました。添付書類はどうしたらよいですか？

A. 内定の場合、就労前に「就労証明書」が発行されない場合があります。その場合は、保育課に発行が遅れる旨を連絡し、勤務日数や勤務時間が記載されている採用内定通知や雇用通知等の写しで構いませんので、申請書に添付してください。勤務開始後に改めて「就労証明書」を取得し提出してください。「就労証明書」は、採用日から1か月以内にご提出ください。

Q. パートタイムや労働派遣契約等で就労しており、契約期間が年度の途中までと定められている場合でも、申請できますか？

A. 申請できます。契約が更新されましたら、速やかに「就労証明書」を取得し再度提出してください（勤務日数・時間等に変更が無い場合は、年度内更新に限り、更新後の雇用契約書等の写しでも可とします）。なお、年度の途中で契約期間が終了し、契約を更新しなかった場合は、手続きがありますので、児童ホームまたは保育課にお申し出ください。

Q. 申請期間中・利用期間中に仕事を辞めた場合、手続きはありますか？

A. 新しい就労先を探す場合は、求職中として「申立書」を提出することにより、１か月間利用することができます。その１か月の間に「就労証明書」を提出された場合は入所許可期間を延長します。「申立書」は、保育課および各児童ホームにて配布しています。仕事を辞める場合は、速やかに児童ホームもしくは保育課にご相談ください。

Q. 申請期間中・利用期間中に就労時間が変更になった場合、手続きはありますか？

A. 必ず変更後の「就労証明書」等を提出してください。特に、入所保留となっている場合は、入所の優先順位が変わる可能性がありますので、必ず提出してください。なお、終業時刻が午後2時よりも早まる勤務形態に変更になった場合は、退所となります。長期休暇の入所申請については、申請可能です。

Q. 申請期間中・利用期間中(入所前期間も含む)に保護者等の入所要件が変更になった場合、どうしたらよいですか？退職する場合も入所要件の変更になりますか？

A. 入所要件が、就労から疾病や出産等に変更になった場合、「申立書」等の書類提出が必要になりますので、速やかに保育課に連絡をお願いします。住所・氏名・家族構成等が変更になった場合は「児童ホーム入所許可申請書事項変更届」の提出をお願いします。添付書類について、追加提出をお願いする場合があります。また、仕事を辞めることになった場合も、手続きが必要です。求職活動をする場合は、「申立書」を提出することにより、1か月間児童ホームを利用することができます（「申立書」の提出がない場合利用できません）。新しい勤務先が決まり次第「就労証明書」の提出をお願いします。期限内に提出することで、継続して利用できます。ただし、1か月の間に新しい勤務先が決まらない場合など、仕事を辞めて 1 か月以上が経過した場合は退所となります。なお、退職日の翌日から次の勤務先に雇用される場合は、「就労証明書」の提出、緊急連絡先等の変更が生じる場合は「児童ホーム入所許可申請書事項変更届」の提出もお願いします。

申請するにあたって

Q. 平日市役所へ行く時間がないのですが、郵送でも申請できますか？

A. 郵送での申請もできます。締切日（必着）は郵送の場合も同じです。締切日を確認し、送付時期は余裕をもって発送ください（締切を過ぎた受付はいたしかねます）。なお、申請書類に不備がある場合は、確認のため連絡をさせて頂く場合があるほか、訂正をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

Q. WEB申請はできますか？

A. 年度当初（４月）からの入所申請については、WEB申請フォームから申請ができます。締切日（必着）は窓口・郵送と同じです。なお、申請内容の確認等のために連絡をさせていただく場合がございます。

Q. 勤務先の本社が遠方にあるため、就労証明書の提出が間に合いません。どうしたらいいですか？

A. お勤めの支店や事業所等でも就労証明書の発行が可能な場合がありますので、担当者様にご確認ください。なお、本社でなければ記入できない場合は、期日までに勤務先からFAX・メール等で一旦保育課に送付いただき、原本がお手元に届き次第、早急に保育課に提出をお願いします。速やかに入所審査を行うためにも期日厳守にご協力をお願いします。

Q. 入所保留となった場合、毎月申請が必要ですか？

A. 入所希望期間内（最長で年度末の3月まで）は毎月審査をしますので、改めて申請をする必要はありません。なお、毎月の審査後、入所許可が決定した場合は、通知を送付します（毎月の審査結果に変更が生じなければ通知の送付はありません）。ただし、児童ホームの申請は年度ごとになります。新たな年度の４月以降に入所をご希望される場合は、申請が必要となりますので、申請受付期間をホームページなどでこまめにご確認ください。

Q.　就労証明書は、昨年度提出したものと変わりないですが、再度提出する必要はありますか？

A.「就労証明書」等の書類は、変更点がない場合も年度ごとに提出が必要になります。

Q. 転居を予定しているため利用する児童ホームが決まっていない場合でも申請はできますか？

A. 申請の段階で入所時の住所（学区）が決まっていない場合でも、成田市内での転居を決めていれば、申請はできます。ただし、受付時に状況をお伺いさせていただき、その後の手続きについてご案内します。通学する小学校が決まった時点で、保育課に連絡をお願いします。なお、成田市外に居住となる場合は、申請は取り消しとなります。また、入所児童ホームが決定後の入所児童ホームの変更につきましては、再審査となります。

入所後の利用について

Q. 児童ホームを退所したいのですがどうしたらいいですか？

A. 各児童ホームまたは保育課に「退所届」を提出いただければ、退所手続きは終了となります。なお、父母会の退会につきましては、各児童ホームの父母会に直接お問い合わせください。

Q. 市内転居をしたのですが、必要な手続きはありますか？

A. 新しいご住所と児童ホームまでの地図等「児童ホーム入所許可申請書事項変更届」の提出が必要になります。なお、転校を伴う場合、転校先の小学校に設置されている児童ホームへ入所することになりますので、入所希望がある場合は、入所希望月の前月15日までに申請をお願いします。また、現在通所している児童ホームの退所手続きも必要となりますので、転校を考える際は、余裕をもって早期に保育課に相談することをお願いします。

Q. ４月から利用中ですが、夏休みなどの長期休暇は改めて申請が必要ですか？

A. 入所許可決定通知書に記載されている期間中は、入所要件を満たしている限り、その期間内はご利用いただけますので、改めて申請する必要はありません。ただし、各長期休暇期間前に退所し、入所許可期間がそれまでに終了している場合は、再度申請が必要になります。

Q. 保護者（父・母）以外が送迎しますが、可能ですか？

A.「通所に関する申出書（保護者以外の送迎）」の提出が必要です。児童の安全を考え引き渡すこととしていますので、日によって送迎者が変更になる場合は、届出書のほかに、連絡帳等で「本日のお迎え者変更」の連絡をお願いします。

Q. 育児休業中は利用可能ですか？

A. 利用できません。ただし、入所要件の「出産」の期間内は利用可能です。

保育料関連

Q. 保育料を口座振替にしたいのですが、どうしたらいいですか？

A. 成田市の指定金融機関に口座をお持ちであれば、口座振替が可能です。保育課や児童ホーム等では手続きができませんので、お手数ですが、金融機関の窓口または市ホームページにあるWEB口座振替先申込専用ページから口座振替の手続きをお願いします。

Q. 兄（姉）がすでに入所していて、来月から弟（妹）が入所します。口座振替の手続きは必要ですか？

A. 必要です。口座振替は児童ごとに行います。お手数ですが、ご利用の金融機関または市ホームページにあるWEB口座振替先申込専用ページにて手続きをお願いします。

Q. 夏休み中など一定期間児童ホームを利用しないのですが、保育料はかかりますか？

A. 入所期間中は利用日数（回数）に関わらず保育料が発生します。

Q. 納付書の期限が切れてしまったのですが、どうしたらいいですか？

A. 納付書裏面に記載されている成田市指定金融機関の窓口であれば、期限切れの納付書をお使いいただけます。コンビニエンスストアでのお支払いを希望される方は、再発行しますので保育課まで連絡をお願いします。

≪10. 各種届出書類のご案内≫

◆下記の場合、別途申請書のご提出が必要となりますので、ご確認ください。

申請が必要となる場合	必要書類	提出期日および場所
申請内容に**変更**が生じた場合（就労先、住所および家族構成の変更や所得申告の修正があった場合等）	変更届	随時、各児童ホームまたは保育課に提出 ※提出した就労証明書に変更があった場合は、変更後の就労証明書も提出が必要
延長保育を**利用**する場合	児童ホーム延長保育許可申請書	**前月の20日まで**に各児童ホームまたは保育課に提出　※当該日後でも申請可
延長保育を**中止**する場合	延長保育中止届	**延長を中止する日まで**に各児童ホームまたは保育課に提出
保護者以外の送迎で通所、若しくは帰宅をする場合	通所に関する申出書（保護者以外の送迎）	保護者以外の送迎が必要となる日の前日までに各児童ホームへ提出
児童一人での通所または**児童が一人で帰宅**をする場合	通所に関する申出書（児童一人での通所）	児童一人での通所、若しくは帰宅が必要となる日の前日までに各児童ホームへ提出
医師から処方された薬を使用する必要がある場合	薬に関する連絡表	薬の使用が必要となる日までに各児童ホームへ提出 ※薬の管理から使用まで児童が自己（保護者）の責任において行う場合は提出不要
児童ホームを**退所**する場合	児童ホーム退所届	**退所する日まで**に各児童ホームまたは保育課に提出